### 施行が来年に迫るも 事業者の対応は進まず… 取引先に早期の準備を促そう

業者はインボイス制度導入に 化」等に関する実態調査結 界京商工会議所の調査(『消 でいない。日本商工会議所・ 税インボイス制度」と「 クオフィス業務のデジタル

事業者の対応は進ん

や取引の見直しも検討する。

場合によっては価格交渉

である。 れなどに係る消費税額を差し めの処理のことだ。課税売上 石によっては税負担が増えて に係る消費税額から課税仕入 週用事業者以外の事業者が G費税の納付額を算出するた しまうおそれがある。 らくことができる。 施行以 イスを受け取れなければ仕 税額控除ができない。 、原則として買い手はイン 行が迫るインボイス制 仕入税額控除とは、

## 準備の遅れの背景には、理 早めの準備を喚起対応を後回しにせず

が複雑でよく分からない」 **導入に向けた課題についても 解不足がある。前述の調査で** 問。すると「そもそも制度 ・2%と最多だった。 事業者へインボイス制度

の取組みを促そう。 の概要と併せてこうした準備 保存するために、設備の導入 が必要になるケ け取ったインボイスを適切に もしれない。電子帳簿保存法 への対応として、データで受 担当者は、インボイス制度 環境の整備も必要になるか ースもある。

を下げながら、経過措置は2 対応が後回しになっている可 は多くの時間がかかるだろ 029年9月30日まで続く。 控除可能だ。段階的に控除率 れであっても、施行開始から 行できない事業者からの仕入 事業者への登録状況を確認 とはいえ多くの事業者にと 仕入先にインボイス発行 買い手としての準備に インボイスを発

少数だった(図表)。 発行事業者への登録申請が済 んでいる事業者も10・5%と

能性もある。

第2特集

#### 買い手企業にアドバイスしたい

# インボイス対応の

